

見附市告示第 120 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 243 条の 2 第 1 項に規定する収納事務の委託について、見附市財務規則（昭和 39 年見附市規則第 3 号）第 66 条第 1 項の規定に基づき委託したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 18 日

見附市長 稲田 亮

1 委託を受けた者の名称及び所在地

下表のとおり

2 収納事務を委託した歳入

ふるさと見附応援寄附金

3 収納事務を委託する日

下表のとおり

委託を受けた者の名称	所在地	収納事務を委託する日
株式会社 JALUX	東京都港区港南 1-20-7 品川シーズンテラス 12 階	令和 7 年 8 月 7 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで